

措置状況一覧表

平成20年度包括外部監査結果：指定管理者制度導入施設における管理者の選定、事務執行及び管理運営について

項目	指摘及び意見	講じた措置
選定委員の選定等	選定委員会について、全体に占める内部委員の割合や外部委員選任の手続等の点に疑問があるところ、公平性、客観性が確保される構成にすべきである。	選定委員の構成については、現在、外部有識者を半数以上選任することとしているが、さらに公平性、客観性を高める措置として、外部有識者が委員数の過半数を占めるよう改善する。例えば、選定委員が7名の場合は、外部委員が4名以上となる。 また、外部有識者は、4つの分野（「各施設分野」「効率的な経営」「良好な就業環境」「財務状況の分析」）毎に、各施設の特異性も勘案の上、県行政に対しても見識のある方を選任しているが、これらの方の選任については、選任委員名を、申請団体名、選定団体名、選定理由、申請団体毎の総合採点数等とともに県のホームページで公表しており、公平性、客観性が確保されるよう努めている。
募集期間等	指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者が公平に申請準備ができるように、余裕を持った募集期間等のスケジュールにするなど、配慮すべきである。	現状では、募集要項の公表から申請書類等の提出までの期間を、原則として「1ヶ月程度」としているが、より一層、申請者の利便性の向上を図るため、募集期間を「2ヶ月程度」確保するよう努める。
情報提供	指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者ができるだけ公平に情報を得られるように、現地説明会に十分な時間を確保し、またその日程を複数回設け、さらにはその他施設や経営状況に関する具体的な資料を提供するなど、十分に配慮すべきである。	現地説明会については、申請者にできる限り参加を呼びかけ実施しているが、更に、申請者の拡大や利便性向上のため、必要に応じて日程を複数回設けるなど、申請者が公平に情報を得ることができるよう努めて参りたい。 また、資料提供については、施設の支出状況、利用状況等の資料を提示しており、さらに募集内容等についての質問・要望には対応することとしている。
審査基準	審査基準は、選定委員会の独立した意見が反映されるような手続によって作成されるべきである。	審査基準の作成に当たっては、あらかじめ選定委員の意見を聞くこととしている。 なお、限られた時間の中で効率よく選定委員会を運営するため、施設の管理運営に熟知した所管課が審査基準案を提示しているが、審査基準は、審査前に選定委員会に諮って決定されており、外部委員の意向を反映した審査基準になっていると考えている。

(文学書道館)

項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置
特別展示等の経費など	利用者数に応じた報奨金給付制度の導入や、特別展示等に要する経費につき、事前事後にその内容を確認することを前提として、県が最終的に負担する制度の導入など、その展示内容の充実や利用の促進を確保するための方策を検討すべきである。	文学書道館においては、一般的な知名度、集客力が低い題材でも、地域における文化的評価が高く、また、子どもや地域の人たちへの教育・啓発にも資すると思われる分野を展示で取り上げやすいよう、利用料金制を敷いていない。報奨金制度の導入は、利用者実績のみを求めた内容（著名作家や漫画展など）に企画を偏らせ、本来の施設の設置目的である「文学及び書道に関する研究、鑑賞、創作活動等を促進し、もって豊かな県民文化の振興に寄与する」を見失う可能性が高く、同館への導入には慎重を期すべきと考える。
修繕費	修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。	施設の日常的運用の中で生じる破損等の修繕は、基本協定書第25条の基準に基づき、基本的に管理運営業務として指定管理者の負担として行うべきものと考えている。 また、日常的運用の中で生じた破損等であるかどうか不明な修繕については、同協定書に基づき双方協議の上、負担のあり方を決定することとなっている。 なお、指定管理者の募集に当たっては、当該施設等に係る過去の修繕実績を明示するなど、応募しようとする者への情報提供に努めている。
委託契約	委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は原則として入札が相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。	県としては、原則として、相見積もり又は入札を導入するよう指導している。
モニタリング	施設の利用状況について、指定管理者が正確な報告をするよう指導するとともに、報告される利用状況を精査し、県自らその真実性を確認すべきである。	文学書道館においては、館内の様々な部屋を活用し、常設展示、特別展示のほか、企画展示や講座といった多様な催しを行っているほか、図書閲覧室や会議室の利用者も来館する。 無料の催しや図書閲覧室、会議室については、受付を介さずに入室できることもあり、来館者一人ひとりの追跡調査等は極めて困難かつ非効率であると考えている。 施設の利用状況報告としては、館全体として一括りにした利用者実績報告よりも、それぞれの催しや各機能が、どれだけの利用、観覧を頂いたかということのほうが、事業の効果検証や今後の事業立案にとって非常に重要であり、これらのデータについて、指定管理者からは正確な実績報告を受けているところである。

(鳴門総合運動公園スポーツ施設、蔵本公園スポーツ施設、中央武道館)

項目	指摘及び意見	講じた措置
対象施設の組合せ	<p>指定管理の対象施設の組み合わせは、従前の管理状況にとらわれることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきである。</p> <p>併設されている駐車場や遊具等の施設と一括して指定管理者の管理とすることも考えるべきである。</p>	<p>当該3施設は本県のスポーツ施設の中核施設であることから、大きな大会が集中しており、3施設のスケジュール調整は不可欠である。</p> <p>3施設を一括して管理することには合理性があると考えが、分割して管理する場合のコストの変動と、メリット、デメリットを十分に精査した上で、組み合わせを検討することとする。</p>
委託契約	<p>委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認すべきである。</p>	<p>契約内容の具体的な内容を確認すると共に、可能な限り入札を導入するよう指導している。</p>
事業報告書	<p>事業報告書等、収支や管理の実態に関する報告は、正確な数字を提示させるよう指導することは当然であり、決算処理等の結果その内容が変更された場合には、改めてその内容を提出させるべきである。</p>	<p>決算書類を厳正に審査し、適正な報告がされるよう指導した。</p>
モニタリング	<p>施設の利用状況は、報告される利用状況を精査して県自らその真実性を確認すべきであるし、県自ら定期的にモニタリングを実施すべきである。</p>	<p>月次報告のチェックや施設訪問により利用状況を確認し、利用者のニーズにあった適切な管理体制がとられているかどうか確認することとしている。</p>
施設全体の安全性等	<p>施設の安全性、利便性を十分に点検し、必要な修繕等を速やかに実施すべきである。</p>	<p>従来より、指定管理者において毎月、施設及び設備の点検を実施しており、安全性、利便性が阻害される事象が生じた場合は、直ちに県に対して報告すると共に、必要な修繕を実施している。</p>

(エディ、渦の道)

項目	指摘及び意見	講じた措置
審査基準等	<p>審査基準の内容の決定や変更は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設について、安易に経済性を軽視するような決定、変更をすべきではない。また、審査基準は各選定委員の裁量を尊重する方法を採用すべきである。</p>	<p>審査基準は、審査前に選定委員会に諮って決定されており、外部委員の意向を反映した審査基準になっていると考えている。</p> <p>次回の審査に際しては、審査基準の内容、配点について、施設の性質を踏まえ慎重に検討して参りたい。また、「効率的な管理運営」の審査についても検討して参りたい。</p>
審査方法	<p>面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に</p>	<p>面接を実施するかどうかは選考委員会の判断で決定している。平成</p>

	把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用すべきである。	20年度では面接を実施したが、面接においては書類では明らかにならない申請団体の個別情報が含まれることから、非公開としている。今後とも審査過程の客観性が確保できるよう配慮して参りたい。
修繕費	修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。	次回に向け当該施設の実績や、他施設の事例等を検証し、検討して参りたい。 なお、指定管理者の募集に当たっては、当該施設等に係る過去の修繕実績を明示するなど、応募しようとする者への情報提供に努めている。
委託契約	委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を迫及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は原則として入札が相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。	委託契約の内容については、事前に書面により報告が出され、内容を確認の上承認している。委託先の選考に関しては、業務内容により一律の取扱いは困難であるが、できる限り相見積もりを取るなど、より一層適正な執行に努める。
事業報告書	事業報告書等、収支に関する報告は、具体的、かつ正確な数字を提示させるよう指導することは当然として、その数字が正確なものであるか否かについて、当該指定管理者の決算書を精査するなどして県自らその真実性を確認すべきである。	今後、指定管理者からは正確な数字の提出を求めるとともに、その内容を精査し、適正な執行に努めて参りたい。なお、現在は、指定管理者の決算が確定した段階で、収支状況報告を改めて徴収し、正確な収支内容の把握に努めているところである。
モニタリング	県への納付金額が利用料金収入額によって上下する規定となっている場合には、県自ら指定管理者の利用料金収入の状況について具体的な確認をすべきである。	指定管理者において利用料金収入については適正に処理されているが、県自らも現地での入館者数、収入等について、なお一層の確認に努めて参りたい。

(出島野鳥公園)

項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置
指定管理の基本的内容	利用状況が不十分である本施設については、利用料金制あるいは報奨金制その他指定管理者にインセンティブを与える制度を導入するなど、施設利用の充実を図るための具体的な方策を検討すべきである。	施設利用の充実を図るための方策について検討して参りたい。
審査基準	審査基準の内容の決定や変更は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設について、安易に経済性を軽視するような決定、変更をすべきではない。また、審査基準は各選定委員の裁量を尊重する方法を採用すべきである。	審査基準は、審査前に選定委員会に諮って決定されており、外部委員の意向を反映した審査基準になっていると考えている。 次回の審査に際しては、審査基準の内容、配点について、施設の性質を踏まえ慎重に検討して参りたい。また、「効率的な管理運営」の審査についても検討して参りたい。

審査方法	面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用すべきである。	面接を実施するかどうかは選考委員会の判断で決定している。平成20年度では面接を実施したが、面接においては書類では明らかにならない申請団体の個別情報が含まれることから、非公開としている。今後とも審査過程の客観性が確保できるよう配慮して参りたい。
修繕費	修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。	次回に向け当該施設の実績や、他施設の事例等を検証し、検討して参りたい。 なお、指定管理者の募集に当たっては、当該施設等に係る過去の修繕実績を明示するなど、応募しようとする者への情報提供に努めている。
委託契約	委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を迫及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認すべきである。	委託契約の内容については、事前に書面により報告が出され、内容を確認の上承認している。委託先の選考に関しては、業務内容により一律の取扱いは困難であるが、できる限り相見積もりを取るなど、より一層適正な執行に努める。
モニタリング	指定管理者に対して施設の利用状況を正確に把握するよう指導することはもちろん、県自らモニタリングを徹底して行い、本施設の管理の実情を理解し、その問題点を改善するよう指導すべきである。	指定管理者に対して、なお一層の利用状況の把握に努めるよう指導しているが、そもそも不特定多数の利用を見込んでいる施設において利用状況を正確に把握するためには、相当の経費が必要であり、実質的には困難であると考え。施設管理に関するモニタリングは定期的を実施する。
管理の実情	利用者の立場に立った管理、運営を行うよう、徹底して指導し、その利用の充実を図るべきである。	野鳥との共存を考慮しつつ利用者の立場に立った管理、運営について指定管理者と協議して改善に努める。

(アスティ)

項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置
ペナルティ等の条項	ペナルティ等の条項は、新規参入者を過度に躊躇させるような内容になっていないか、十分に検討して導入を決定すべきである。	ペナルティ条項等は導入に際して当該施設の実績や、他施設の事例等を検証したものであり、新規参入者を過度に躊躇させるものではない。
審査基準	審査基準の内容の決定や変更は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設について、安易に経済性を軽視するような決定、変更をすべきではない。また、審査基準は各選定委員の裁量を尊重する方法を採用すべきである。	審査基準は、審査前に選定委員会に諮って決定されており、外部委員の意向を反映した審査基準になっていると考えている。 次回の審査に際しては、審査基準の内容、配点について、施設の性質を踏まえ慎重に検討して参りたい。また、「効率的な管理運営」の審査についても検討して参りたい。

審査方法	面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用すべきである。	面接を実施するかどうかは選考委員会の判断で決定している。面接においては書類では明らかにならない申請団体の個別情報が含まれることから、非公開としている。今後とも審査過程の客観性が確保できるよう配慮して参りたい。
委託契約	委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を迫及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は原則として入札が相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。	委託契約の内容については、事前に書面により報告が出され、内容を確認の上承認している。委託先の選考に関しては、業務内容により一律の取扱いは困難であるが、できる限り相見積もりを取るなど、より一層適正な執行に努める。
事業報告書	指定管理者から提出された内容を合理的理由なく修正することは絶対に許されない。また、事業報告書等、収支に関する報告については、正確な数字を提示させるよう指導することは当然であり、決算処理の結果、収支が最終的に確定した時点で、改めてその収支の内容を提出させるべきである。	今後、指定管理者からは正確な数字を提出いただくとともに、その内容を精査し、適正な執行に努めて参りたい。なお、現在は、指定管理者の決算が確定した段階で、収支状況報告を改めて徴収し、正確な収支内容の把握に努めているところである。
修繕費の内容	修繕費の内容について、指定管理者が誤った報告あるいは請求をしないよう指導するとともに、報告等される修繕費の内容を精査し、県自らその真実性を確認すべきである。	修繕内容の事前協議等を密に行い、内容を精査して参りたい。
修繕費の削減	修繕について、事前に県と協議することや相見積もり、入札等によって行うことなどを指導し、今後はそのような内容を基本協定書に規定するなどして、修繕費の削減を図るよう対策を講じるべきである。	修繕の内容により一律の取扱いは困難であるが、できる限り相見積もりを取るなど、より一層適正な執行に努める。
モニタリング	指定管理者による具体的な支出は、県自らその内容を事後的にきちんと確認する手続を取るべきである。	具体的な支出の確認は行っているが、さらに徹底して参りたい。

(あすたむらんど)

項目	指摘及び意見	講じた措置
指定管理の期間	指定管理期間の定めは、指定管理者制度の趣旨を踏まえた上で、具体的な施設について、短期に定めた場合と長期に定めた場合のメリットとデメリットを具体的に比較検討して決定すべきである。	企画事業等が相当のウエイトを占めることから指定期間は5年と定めている。あすたむらんど徳島では、企画展示や交流イベントは集客の目玉となるため、企画事業のノウハウの蓄積や人材の育成に一定の期間が必要であり、5年は妥当であると考える。

報奨金制	「報奨金制」の導入に当たっては、それが当該施設の効率的な管理運営に資するかという視点をもって、具体的に検討すべきである。	次回に向け当該施設の実績や、他施設の事例等を検証し、検討して参りたい。
審査基準	審査基準の内容の決定や変更は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設について、安易に経済性を軽視するような決定、変更をすべきではない。また、審査基準は各選定委員の裁量を尊重する方法を採用すべきである。	審査基準は、審査前に選定委員会に諮って決定されており、外部委員の意向を反映した審査基準になっていると考えている。 次回の審査に際しては、審査基準の内容、配点について、施設の性質を踏まえ慎重に検討して参りたい。また、「効率的な管理運営」の審査についても検討して参りたい。
審査方法	選定委員会において、事務局は、特定の申請者に利益または不利益に作用するような発言や議事進行をすべきではない。	補足すべき点について委員長からの求めに応じて発言したものであるが、今後とも適正な議事進行に努めて参りたい。
	面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用すべきである。	面接を実施するかどうかは選考委員会の判断で決定している。面接においては書類では明らかにならない申請団体の個別情報が含まれることから、非公開としている。今後とも審査過程の客観性が確保できるよう配慮して参りたい。
委託契約	委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を達成した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は原則として入札か相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。	委託契約の内容については、事前に書面により報告が出され、内容を確認の上承認している。委託先の選考に関しては、業務内容により一律の取扱いは困難であるが、できる限り相見積もりを取るなど、より一層適正な執行に努める。
事業報告書	事業報告書等、収支に関する報告は、正確な数字を提示させるよう指導することは当然として、その数字が正確なものであるか否かについて、当該指定管理者の決算書を精査するなどして、県自らその真実性を確認すべきである。	今後、指定管理者からは正確な数字を提出いただくとともに、その内容を精査し、適正な執行に努めて参りたい。なお、現在は、指定管理者の決算が確定した段階で、収支状況報告を改めて徴収し、正確な収支内容の把握に努めているところである。
修繕費の内容	指定管理者が誤った報告あるいは請求をしないよう指導するとともに、報告等される修繕費の内容を精査し、県自らその真実性を確認すべきである。	修繕内容の事前協議等を密に行い、内容を精査して参りたい。
修繕費の削減	修繕について、事前に県と協議することや相見積もり、入札等によって行うことなどを指導し、今後はそのような内容を基本協定書に規定するなどして、修繕費の削減を図るよう対策を講じるべきである。	修繕の内容により一律の取扱いは困難であるが、できる限り相見積もりを取るなど、より一層適正な執行に努める。

(神山森林公園)

項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置
審査基準	審査基準の内容の決定や変更は、公平性、公正性に配慮すべきであり、特に従前管理者と新規参入者との間に不公平が生じないよう、十分留意して行うべきである。	審査基準の配点については、本施設の性格を踏まえた上で、変更したものであり、公平性、公正性を損なうものではないと考えている。
修繕費	修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。	次回指定管理者の公募時にあたっては、当該施設等に係る過去の修繕実績を明示するなど、応募しようとする者への情報提供に努める。 また、修繕費の県負担及び指定管理者負担の在り方については、他施設の事例を検証するなど、規定の検討を行いたい。
委託契約	委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は原則として入札が相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。	平成21年度の指定管理業務から、委託事業の実施については、業務体制報告書に具体的内容を明記させ、競争入札や見積書を取り寄せるなど適正な執行に努めるよう指導を行っている。
モニタリング	施設の利用状況について、指定管理者が正確な報告をするよう指導するとともに、報告される利用状況を精査して県自らその真実性を確認すべきであるし、県によるモニタリングのあり方ももっと充実させるべきである。	平成21年度からの協定書においては、県によるモニタリングを明記し、「指定管理業務モニタリング調査表」を定め実施することとしている。

(日峯大神子広域公園、文化の森総合公園)

項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置
選定委員の選定等	選定委員会は、公平性、客観性が確保される構成にすべきである。 特に、指定管理者に応募する可能性のある団体と一定の関係のある部局の職員は、選定委員会を構成すべきでない。	選定委員会の公平性・客観性をより確保するため、選定委員（定数8名以内）のうち、内部委員を3名以内、外部委員を4名以上と改め、常に外部委員が過半数を占めるよう委員会の構成を見直す。 また、応募の可能性のある団体と一定の関係にある部局の職員については、施設管理の最終的な責任を負う立場から、委員会を構成する必要性があると考えており、内部委員の定数の範囲内で選任を行うこととするが、選任した委員名をホームページで公表するなど、引き続き公平性・客観性の確保に努める。
審査方法	面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把	書類審査の結果、特に必要があると認められるときは、審査対象者の出席

	握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用すべきである。	を求め、ヒアリングによる面接審査を行うこととしており、今後とも審査過程の客観性が確保されるよう配慮する。
対象施設の組み合わせ	指定管理の対象施設の組み合わせは、従前の管理状況にとられることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきである。	両公園を同一の管理者による管理とした理由は、単体管理より複数管理が、管理体制のスリム化等に大きな効果があり、コストの縮減に大きな効果があること。 両公園は、植栽管理や遊具の管理が主体であり、業務にも類似性があり、複数管理に支障がないこと。 県の事務の効率化が図られること。 から十分検討した結果である。 なお、平成20年度の募集時には、新たに2公園を追加して経費削減を図ったところである。
審査基準	審査基準の内容の決定や変更は、公平性、公正性に配慮すべきであり、特に従前管理者と新規参入者との間に不公平が生じないよう、十分留意して行うべきである。	審査基準の配点については、公平性、公正性に配慮して、審査基準案を作成し、選定委員会に提示し、選定委員会の審査を経て審査基準として決定されたものである。 平成23年度の募集に当たっては、従前管理者と新規参入者との間に不公平が生じている等の誤解を招かないような審査基準案を選定委員会に提示できるよう検討する。
委託契約	委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認する手続を徹底すべきである。	平成21年度から全ての委託契約について、具体的な内容も記載の上、事前に申請させ、承認することとした。
事業報告書	事業報告書等、収支に関する報告は、指定管理者として正確な数字を提示する必要があるし、また、県としてもそのように指導すべきである。	類似の処理がなかったかを検証し、今後このようなことがないように引き続き指導する。
修繕費の内容	修繕費は、指定管理業務と無関係の費用を指定管理料として処理しないようにすべきである。	平成21年度から第三者委託にかかる修繕については、全て県の承認事項とし、その用途等を確認するなど、適正に修繕費が執行できるよう努力する。
修繕費の削減	修繕について、事前に県と協議することや相見積もり、入札等によって行うことなどを指導し、今後はそのような内容を基本協定書に規定するなどして、修繕費の削減を図るよう対策を講じるべきである。	修繕費の削減を図るため、平成21年度から第三者委託に係る全ての修繕については、相見積もりや、入札等によって行うよう指導した。 また、具体的な内容も記載の上、事前に申請させ、承認することとした。
モニタリング	施設の利用状況は、県自ら定期的にモニタリングを実施すべきである。	平成20年度に「徳島県日峯大神子広域公園・文化の森総合公園の管理運営業務に関するモニタリング実施要領」を制定し、年2回以上実施することとした。

(鳴門ウチノ海総合公園)

項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置
審査方法	面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用すべきである。	書類審査の結果、特に必要があると認められるときは、審査対象者の出席を求め、ヒアリングによる面接審査を行うこととしており、今後とも審査過程の客観性が確保されるよう配慮する。
審査基準	審査基準の内容の決定や変更は、公平性、公正性に配慮すべきであり、特に従前管理者と新規参入者との間に不公平が生じないよう、十分留意して行うべきである。	審査基準の配点については、公平性、公正性に配慮して、審査基準案を作成し、選定委員会に提示し、選定委員会の審査を経て審査基準として決定されたものである。 平成23年度の募集に当たっては、従前管理者と新規参入者との間に不公平が生じている等の誤解を招かないような審査基準案を選定委員会に提示できるよう検討する。
修繕費	修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。	修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲については、今後の実績等も踏まえて、明確な規定を検討してまいりたい。 なお、指定管理者の募集に当たっては、当該施設等に係る過去の修繕実績を明示するなど、応募しようとする者への情報提供に努める。
委託契約	委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認する手続を徹底すべきである。	平成21年度から全ての委託契約について、具体的な内容も記載の上、事前に申請させ、承認することとした。
モニタリング	施設の利用状況は、県自ら定期的にモニタリングを実施すべきである。	平成20年度に「徳島県鳴門ウチノ海総合公園の管理運営業務に関するモニタリング実施要領」を制定し、年2回以上実施することとした。

(月見が丘海浜公園)

項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置
審査方法	面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用すべきである。	書類審査の結果、特に必要があると認められるときは、審査対象者の出席を求め、ヒアリングによる面接審査を行うこととしており、今後とも審査過程の客観性が確保されるよう配慮する。
審査基準	審査基準の内容の決定や変更は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設について、安易に経済性を軽視するような決定、変更をすべきではない。また、審査基準は各選定委員の裁量を尊重する方法を採用すべきである。	審査基準の配点については、「住民サービスの向上」という施設の性格を重視して審査基準案を作成し、選定委員会に提示し、選定委員会の審査を経て審査基準として決定されたものである。平成21年度の募集に当たっては、「経済性」等について再検討を行い、審査基準案を選定委員会に提示する。

		審査基準は、審査前に選定委員会に諮って決定されることから、委員の意向を反映した審査基準になると考えている。
利用料金の取り扱い	利用料金の一部を県に納付する規定を採用する場合には、その算出方法を一義的かつ合理的な内容で規定すべきである。	平成20年度から、追加納付金の算出方法については、歳出経費の実績を積み上げる方法等に変更した。
委託契約	委託契約は、その具体的な内容を事前に把握した上で承認する手続を徹底すべきである。	平成21年度から全ての委託契約について、具体的な内容も記載の上、事前に申請させ、承認することとした。
修繕、備品購入費の内容	修繕、備品購入費の処理について、指定管理者が適切な手続をするよう指導するとともに、誤った手続による申請に対しては、安易な追認をするべきではない。	平成21年度から、事前に備品購入計画を提出させ、それに基づいて承認手続をし、追認がないようにする。
修繕、備品購入費の削減について	修繕について、事前に県と協議することや相見積もり、入札等によって行うことなどを指導し、今後はそのような内容を基本協定書に規定するなどして、修繕費の削減を図るよう対策を講じるべきである。	修繕費の削減を図るため、平成21年度から第三者委託に係る全ての修繕、備品購入については、相見積もりや、入札等によって行うよう指導した。 また、具体的な内容も記載の上、事前に申請させ、承認することとした。
モニタリング	施設の利用状況は、県自ら定期的にモニタリングを実施し、その記録をきちんと書面化すべきである。	平成20年度に「徳島県月見ヶ丘海浜公園の管理運営業務に関するモニタリング実施要領」を制定し、年2回以上実施することとした。

(富田浜第一駐車場、富田浜第二駐車場、幸町駐車場)

項目	指摘及び意見	講じた措置
審査方法	面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用すべきである。	書類審査の結果、特に必要があると認められるときは、審査対象者の出席を求め、ヒアリングによる面接審査を行うこととしており、今後とも審査過程の客観性が確保されるよう配慮する。
対象施設の組み合わせ	指定管理の対象施設の組み合わせは、従前の管理状況にとらわれることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきである。	3つの駐車場を同一の管理者による管理とした理由は、単体管理より複数管理が、管理体制のスリム化等に大きな効果があり、コスト削減に大きな効果があること。 3つの駐車場は近くにあり、複数管理に支障がないこと。 県の事務の効率化が図られること。 から十分検討した結果である。 なお、今後の募集に当たっても、様々な角度から検討を加え、決定していきたい。

利用時間	利用時間について、申請段階における自由な競争をできるだけ確保できる条件の募集要項にすべきである。	平成23年度の募集に当たっては、利用時間の延長など、利便性の向上に繋がる内容については、自由に御提案いただける募集要項の内容になるよう検討する。
審査基準	審査基準の内容の決定は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設では経済性を重視すべきである。そして、審査基準のうち、特に「管理運営費の縮減」に関する項目について、申請書類提出後にその採点方法を修正した点は、その内容の合理性や手順の公平性、公正性の観点から不適切である。	審査基準の配点については、「利用者サービスの向上」という観点から審査基準案を作成し、選定委員会に提示し、選定委員会の審査を経て審査基準として決定されたものである。平成23年度の募集に当たっては、「経済性」等について再検討を行い、審査基準案を選定委員会に提示する。 また、「管理運営費の縮減」に関する採点方法については、平成20年度の更新において、既に内容や手順を見直している。
議会承認の手続	県議会での承認手続にあたり、具体的な採点方法や他の申請者の提案内容等についても、具体的に資料に記載して提出すべきである。	地方自治法では、議決すべき事項は、公の施設の名称、団体の名称、指定の期間等となっていることから、議会には、選定委員名、申請のあった団体名、選定された団体名、選定理由、申請団体ごと・審査項目ごとの得点、選定団体の提案内容を資料として提出しており、議会において審議されている。 なお、今後とも議会から追加資料の要求があれば、必要な資料を提出できるよう対応していきたい。
修繕費	修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。	修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲については、今後の実績等も踏まえて、明確な規定を検討してまいりたい。 なお、指定管理者の募集に当たっては、当該施設等に係る過去の修繕実績を明示するなど、応募しようとする者への情報提供に努める。
委託契約	県が特定の会社と委託契約を締結するように要求している点について、その妥当性には疑問がある。また、たとえ徳島県管理運営業務要求水準書で要求されているとはいえ、基本協定書で事前の承諾が必要と定められている以上、その手続を履行すべきである。	平成23年度の募集に当たっては、委託契約の相手方を特定しないよう是正する。 また、事前承認手続については、平成21年度から実施するよう是正する。
管理の実情	現実の利用状況等、実績について、指定管理者に十分な分析をさせて、その具体的な対策を検討するよう、指示すべきである。	駐車場の利用促進に向けた具体的な取り組みをするよう、指定管理者を指導する。

(藍場町地下駐車場、松茂駐車場)

項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置
対象施設の組み合わせ	指定管理の対象施設の組み合わせは、従前の管理状況にとら	企業局は、地方公営企業法における経営の基本原則に基づき、その経営に

わせ	われることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきである。	当たっては、公共性の確保とともに経済性の発揮が強く求められている。地方公営企業は、独立採算が基本である。この独立採算を維持するためには、能率的な経営を行う必要がある。こうした観点から、所管の2箇所の駐車場の管理形態等を考慮し決定したものである。なお、今後の募集に当たっても、様々な角度から検討を加え、決定していく。
指定管理料及び 利用料金制等	利用料金や納付金は、入札制度的な基準を取り入れるなどして、申請段階における自由な価格競争をできるだけ確保できる条件の募集要項にすべきである。	現在の募集方法は、要綱で定めた一定金額を納める「固定納付金」に加え、業績に伴って納めることとなる「変動納付金」の金額が、指定管理者を選定する上での評価の対象としている。なお、更なる価格競争が確保できる条件については、次回募集の際に検討する。
選定委員の選定等	選定委員会は、公平性、客観性が確保される構成にすべきである。 特に、指定管理者に応募する可能性のある団体と一定の関係のある部局の職員は、選定委員会を構成すべきでない。	公の施設に最終的な責任を負う県としては、公の施設の設置目的を最も理解し、施設の現状等を熟知した部局の職員が、施設の管理運営を行う者の選定に携わる必要があると考えている。 なお、選定委員の構成については、さらに公平性・客観性を高める措置として、外部有識者が委員数の過半数を占めることとする。例えば、選定委員が7名の場合は、外部委員が4名以上となる。
審査基準	審査基準の内容の決定は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設では経済性を軽視すべきではない。 そして、審査基準のうち、特に申請者の提案額と徳島県企業局の「推計値」によって評価点が算出される方法や、管理実績に関する項目、採点基準は、その合理性、公平性、公正性に強い疑問があるので、基本的に改めるべきである。	企業局では、「経済性の発揮」と「公共の福祉の増進」という地方公営企業法における経営の基本原則に基づいて事業を実施しているが、住民サービスの提供に直接携わることとなる指定管理者においては、継続的に安全・安心なサービスを提供する体制が重要であり、審査基準では「管理のための経営基盤」に重点を置いたものとしている。 審査基準のうち、「推計値」を用いた評価方法は、平成20年度の募集の審査から除いたところであり、今後より一層の合理性、公平性、公正性が確保できるよう、次回の募集時にも審査基準を検討していく。
審査方法	面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用すべきである。	面接を実施するかどうかは選定委員会の判断で決定している。平成20年度では面接を実施したが、面接においては書類では明らかにならない申請団体の個別情報が含まれることから、非公開としている。今後とも審査過程の客観性が確保できるよう配慮して参りたい。
議会承認の 手続	県議会での承認手続にあたり、指定管理候補者の役員、職員の関係（特に県や所管課との関係）、他の申請者の提案内容、具体的な採点方法等についても、具体的に資料に記載して提出すべきである。	地方自治法では、議決すべき事項は、公の施設の名称、団体の名称、指定の期間等となっていることから、議会には、選定委員名、申請のあった団体名、選定された団体名、選定理由、申請団体ごと・審査項目ごとの得点、選定団体の提案内容を資料として提出しており、議会において審議されている。 なお、今後とも議会から追加資料の要求があれば、必要な資料を提出できるよう対応していきたい。
協定条項の変更と	変動納付金について、募集要項、基本協定書、年度協定書の	協定書の変更時期については、税務署と協議していた「納付金の消費税法

納付金額	基準を初年度の決算直前に、しかも県への納付金額が少なくなるように変更したことは、不適當である。	上の取り扱い」に関する方針を受け、これとあわせて平成19年2月に事務処理を行ったものである。 また、変更内容としては、変動納付金算定の基準となる指定管理者の費用について、法人税等の扱いが協定書に明記されていなかったため、協定書の変更を行い明文化したものである。 平成20年度の募集に当たっては再度検討を行い、平成21年度から「費用の中に法人税等を含まない」こととした。
委託契約	委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は原則として入札か相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。	平成21年度の指定管理業務から、毎年度の業務開始前に承認する「指定管理業務計画」により、委託契約の具体的な内容を把握するとともに、委託契約の締結には、入札又は相見積りにより行うよう指導している。
モニタリング	指定管理者によるセルフモニタリング等を徹底、充実させるべきである。	平成21年度から「管理運営に関する協定書」に定めるセルフモニタリングの内容について見直しを行い、セルフモニタリングを充実させるよう指導している。
管理の実情	現実の利用状況等、実績について、指定管理者に十分な分析をさせて、その具体的な対策を検討するよう、指示すべきである。	指定管理者においては、利用状況を常に把握し、各種サービス向上策を実施するなど駐車台数の確保に努めているところであるが、今後も、十分な分析・検討を行い、具体的な対策を実施するよう更に指導していく。